県有財産売却に係る一般競争入札参加者募集要項

県有財産売却の一般競争入札への参加申込みにあたっては、この募集要項及び別添契約書（案）の記載事項を承知するとともに、物件説明書等を参考に必ず現地を確認した上でお申し込みください。

１　売却処分しようとする財産

【口座名】佐伯教職員住宅ＫＲ１（普通財産）

（土　地）				
所　在　地	佐伯市若宮町			
地番	種目	公簿面積（㎡）	実測面積（㎡）	備　考
3806 番 2	宅地	716.84	716.84	
3808 番 2	宅地	721.60	721.60	

（建　物）				
所　在　地	佐伯市若宮町 3806 番地 2、3808 番地 2			
家 屋 番 号	3806 番 2			
名　称	建築年	構　　造	建面積（㎡）	延面積（㎡）
共同住宅	昭和 43 年	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造陸屋根３階建	280.09	840.27
倉　　庫	昭和 43 年	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造陸屋根平家建	12.00	12.00
倉　　庫	昭和 43 年	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造陸屋根平家建	12.00	12.00
倉　　庫	昭和 43 年	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造陸屋根平家建	12.00	12.00
ポンプガス室	昭和 43 年	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造陸屋根・一部ｽﾚｰﾄ葺平家建	10.60	10.60

（工作物）			
名　称	新設年	構　　造	数　量
焼却炉	昭和 43 年	金属造	1.00 個
門及び囲障	平成 18 年	金属造	28.00ｍ

予定価格	1 円

【物件の事前確認について】

（１）現地調査等

・この募集要項及び「物件説明書」は売却物件の概要です。入札参加申込みを行う前に、必ず申込者ご自身において、現地及び利用等に係る諸規制に関する調査確認を行ってください。

・建物は内見可能です。希望される場合は、下記２（２）①申込先までご連絡ください。

（２）物件の引渡し

・物件は現況のままで引き渡します。

・図面と現況が相違している場合、現況が優先します。

・建物内に残っている物品がある場合、そのままの引き渡しとなります。不要な場合は物件購入後に処分してください。

・建物解体・修理、電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切大分県では行いません。

・上下水道及び電気など供給処理施設の引込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、大分県では補修や引込工事

等の実施、これらに必要な費用の負担、供給施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。

・地下埋設物、地盤及び土壌に関する調査、電波障害の調査は原則として行っておりません。

２　入札参加の申込方法

（１）提出書類

①申込書等：一般競争入札参加申込書
　　代表者選任届（共同購入の場合）
　　役員等一覧（法人の場合）

②添付書類：誓約書

注１）共同購入を希望する場合は、代表者が作成した一般競争入札参加申込書に共同購入者全員の誓約書及び代表者選任届を添付してお申込みください。

（２）申込先及び申込方法

①申込先

〔所属名〕大分県教育庁福利課
〔郵便番号・住所〕〒８７０－８５０３　大分市府内町３丁目１０番１号
〔電話番号・ＦＡＸ番号〕TEL 097-506-5472　FAX 097-506-1793

②申込方法

上記申込先に持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）で申し込んでください。

注１）郵送の場合、下記申込期限〔令和８年１２月１１日（金）午後５時〕までに必着とし、提出書類に不備等がある場合は期限内に修正すること。

（３）受付期間（申込期限）

令和８年１１月２０日（金）から令和８年１２月１１日（金）まで
〔受付時間〕午前９時から午後５時まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

注１）申込期限までに一般競争入札参加申込がない場合は、入札を中止します。

（４）契約条項を示す場所及び日時

契約書、土地登記簿、字図等は、大分県ホームページへの掲載及び前記（２）の申込先に前記（３）の受付期間（申込期限）まで備えております。

（５）提出書類等の指定

入札参加申込及び入札に必要な書類については大分県ホームページの掲載及び前記（４）と同じ場所と期間で配布しておりますので、県が指定するものを使用してください。

３　入札参加者の資格

次の各項目のいずれかに該当する場合は入札に参加できません。

また、県有財産を売却する際の入札参加資格確認のため、申込者（法人の場合は役員等を含む）が暴力団関係者でないことを大分県警察本部に照会しますので、ご了承ください。

（１）一般競争入札参加申込書を期限までに提出していない者
（２）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
（３）破産者で復権を得ない者
（４）次のいずれかに該当する事実があった後、２年を経過しない者

①契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
③落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
④地方自治法第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の執務の執行を妨げた者
⑤正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
⑥契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
⑦①から⑥までの規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（５）自己又は自己の役員等（注）が、次のいずれかに該当する者である場合又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している場合

（注）役員等とは、法人の役員及び役員以外の者で支店又は営業所を代表する者をいう。
①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
②暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
③暴力団員が役員となっている事業者
④暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
⑤暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
⑥暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
⑦暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
⑧暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

４　無効申込み

次のいずれかに該当する申込みは、無効となります。
①入札参加者として資格がない者のした申込み
②所定の申込書によらない申込み
③住所・氏名の記入漏れ、その他申込み要件を認定しがたい申込み
④前各号に定めるものを除くほか、福利課において特に指定した事項に違反した申込み

５　入札及び開札の日時及び場所

（１）日　時　令和８年１２月２２日（火）午後１時３０分
※受付は午後１時００分から午後１時３０分まで

（２）場　所　大分市府内町３丁目１０番１号
大分県庁舎別館６階６１会議室
※受付も同会議室

（３）その他　①入札札は封筒に入れ、封筒の表面に氏名又は名称を記入すること。
②郵便による入札は認めません。
③入札、開札は、引き続いて行います。
④受付時間は厳守です。遅れた方の入札参加は認められません。
⑤県庁舎の外来者用駐車場は利用できません。公共交通機関または有料駐車場等を利用してください。
⑥入札場には、申込者又はその代理人のみ入場できます。（1 者 1 名のみ）
⑦共同購入の場合は、代表者のみが入札を行ってください。

６　入札当日必要なもの

（１）入札保証金

入札の際には、見積金額の１００分の５以上の入札保証金を県に納付しなければなりません。納付は、現金、電子交換所に加盟する金融機関が振り出した〔自己宛小切手〕又は銀行等〔※１〕の保証）のいずれかに限ります。

入札保証金は、その受け入れ期間に係る利息は付けません。また、入札保証金は第９項の契約保証金の一部に充当することができます。

※１「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和２９年法律第１９５号）」第３条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入を行う組合

（２）その他入札に必要なもの

①　代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出してください。

②入札書への押印を省略する場合は、委任の有無にかかわらず、受付時に本人確認を行います。社員証や運転免許証などの顔写真付きの本人確認資料を提示してください。

７　落札者の決定方法

（１）有効な入札であり、予定価格以上の価格で、最高の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

（２）落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちにくじによる落札者決定を行います。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

８　契約の締結

契約書は、県が定めた県有財産売買契約書により、落札決定通知を受けた日から７日以内に提出してください。契約に要する費用は、落札者の負担となります。

なお、７日以内に契約の締結に必要な書類が提出されない場合は、契約予定者としての権利を失うものとします。

９　契約保証金

契約書類の提出と同時に、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を県に納付しなければなりません。

納付は、現金、電子交換所に加盟する金融機関が振り出した銀行振出小切手〔自己宛小切手〕又は銀行等〔※１〕の保証のいずれかに限ります。

契約保証金は、その受け入れ期間に係る利息は付けません。また、契約保証金は売買代金の一部に充当することができます。

10　売買代金の納入

売買代金は、契約締結後、県が発行する納入通知書により、納入通知書に記載された期限までに納入しなければなりません。

11　所有権の移転等

売却物件の所有権は、売買代金が納入されたときに移転し、物件は現状有姿のまま引き渡します。

所有権移転登記は、売買代金の納入を確認した後に、購入者の費用負担により県が契約者名義に嘱託登記します。

なお、所有権移転前に、物件に係る権利義務を第三者に譲渡することはできません。

12　公序良俗に反する使用等の禁止

次の各号に掲げる事項を禁止します。

①暴力団員への所有権移転・貸付け、又は暴力団員に転売・貸付けされることを知りながら第三者へ所有権移転・貸付けすること。

②暴力団の事務所その他これに類するものの用に供すること、又はこれらの用に供されることを知りながら第三者へ所有権移転・貸付けすること。

③契約締結の日から１０年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項各号に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第１１項に定める特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用に供すること、又はこれらの用に供されることを知りながら第三者へ所有権移転・貸付けすること。

13　義務の継承

買受人は、この要項に基づく土地売買契約の締結の日から１０年間に、所有権移転若しくは、地上権、質権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定を行う場合は、その後の譲受人に本要項１２項の義務を承継させなければなりません。

14　契約の公表

次の各号に掲げる事項は公表します。

①不動産の所在地

②区分（土地・建物の別 ）

③数量（土地の面積・建物の床面積等）

④契約者の氏名又は名称及び住所（市町村名）

⑤契約年月日

⑥契約金額（契約金額が７，０００万円未満の不動産の売払いにかかる契約で、国又は他の地方公共団体以外のものにあっては、契約者の同意がある場合に限る。）

15　入札の延期、中止等

天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取り止めることがあります。

正常かつ公平な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止、又は取り止めることがあります。

16　その他

この要項に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、大分県会計規則、大分県契約事務規則その他の法令等に従って県が決定するものとします。